

仕 様 書

1. 作業場所

関西国際空港第1ターミナル入国エリア（南北）

関西国際空港第2ターミナル入国エリア

※但し、関西国際空港第3ターミナルが供用開始すれば、関西国際空港第2ターミナル入国エリアから、関西国際空港第3ターミナル入国エリアに変更するものとする。

2. 作業内容

(第1ターミナル入国エリア（南北）)

- ①指定する薬剤を使用し、消毒液を製造する。
- ②検疫検査場に設置してある消毒液噴霧専用マット（南北それぞれ旅客用2枚、従業員用1枚）へ指定の時間に消毒液を散布する。拭取り乾燥専用マットには噴霧しない。
- ③消毒液の噴霧の際、マットの捲れやテーピングの剥れに対応する。
- ④7日ごとに6枚（北、南各3枚）の消毒用マットを回収し、洗浄し、乾燥させた上で元通りに設置する。洗浄方法は水洗いとする。

(関西国際空港第2ターミナル入国エリア)

- ① 検疫検査場に設置してある消毒液噴霧専用マット（旅客用2枚、従業員用1枚）について、7日毎に回収し洗浄及び乾燥を行う。
- ② 消毒液噴霧専用マット回収後は、拭取り乾燥専用マットの配置を換え設置したうえ、洗浄及び乾燥させたマットを設置する。洗浄方法は水洗いとする。
- ③ マットの回収及び設置は、国際便到着の時間帯以外に実施する。

※関西国際空港第3ターミナルが供用開始すれば第2ターミナル入国エリアから第3ターミナル入国エリアに読み替える

3. 作業期間、予定日数、作業回数及び時間

(第1ターミナル入国エリア（南北）)

平成28年4月1日～平成29年3月31日までのうち消毒措置が必要とされる日
(作業の必要がなくなる場合、再開する場合もある。)

予定日数 365日

1日の作業回数を4回とし（1回につき6枚（北、南各3枚））、作業時間の目安を下記のとおりとする。

- ① 7時
- ② 11時
- ③ 15時
- ④ 18時

（関西国際空港第2ターミナル入国エリア）

※関西国際空港第3ターミナルが供用開始すれば第3ターミナルに読み替える

平成28年4月1日～平成29年3月31日までのうち消毒措置が必要とされる日

（作業の必要がなくなる場合、再開する場合もある。）

予定日数52日

※作業予定日数も第3ターミナルのフライトスケジュールが現状では不明なことから予定日数の変更の余地もあり得ることを留意してください。作業人員手配の必要もあることから、スケジュールが分かり次第、契約業者にお知らせすることとします。

4. 注意事項

- ①マットには消毒用・乾燥用がある。
- ②消毒液の噴霧目安は1枚につき1回あたり500ml程度とする。ただし、時期により噴霧量を変更する必要がある場合は別途噴霧量を定める。
- ③消毒の目的に関する各航空会社・旅客等のクレーム対応は動物検疫所関西空港支所職員が対応する。
- ④作業時、床面や施設の汚損には特に注意する。
- ⑤動物検疫所関西空港支所より支給された物品等については厳重に管理する。
- ⑥消毒用薬剤はビルコンSとする。
- ⑦作業員は、身分を明示する証明書を携行し業務を行うために必要な場所に立ち入る。その際は、新関西国際空港株式会社または大阪税関関西空港税関支署が定める管理規程を遵守すること。

5. 動物検疫所からの支給品 マット（180cm×120cm） 41枚

※第3ターミナルでの作業に際し、マット支給枚数が不足する場合は後日別途支給することとする。（PTB 南12枚 北12枚 予備5枚 LCC 12枚）